

平成30年度矢掛町入札参加資格審査申請書提出要領

継続申請用

(測量・建設コンサルタント業務等)

平成30年度において矢掛町が発注する測量・建設コンサルタント業務等の契約に係る入札（見積）に参加を希望する者は、次により入札参加資格審査申請書（以下「申請書」）を提出してください。なお、「建設工事」、「物品・役務等」の契約に係る入札（見積）に参加を希望される方は、この申請とは別に申請してください。また、平成28年度に平成29・30年度の入札参加資格の登録手続きをされた方は、中間年となりますので継続手続きが必要です。受付期間内に継続手続きがない場合は、資格は無効となります。（継続手続きには、「提出書類一覧表」記載の太枠で囲まれた書類の提出が必要です。）

- 1 次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加審査の申請ができません。
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
 - (2) 国税、地方税及び市町村税など納入すべき納付金を完納していない者
 - (3) 申請書及びその添付書類に虚偽の記載をしている者
 - (4) 営業に関し法令上必要な免許、許可、登録等を受けていない者
- 2 受付期間
平成30年2月1日（木）から平成30年2月28日（水）まで（土、日、祝日を除く。）
午前9時から午後3時まで（ただし、正午から午後1時の間を除く）
※時間厳守のこと（期間後半には申請が集中しますので、早めに提出してください。）
※期間経過後は一切受け付けません。添付書類に不備があった場合は申請書を受理できなくなるので、提出される前はチェックリストをよく確認して、時間に余裕をもって早めに提出するようにしてください。
- 3 提出方法
 - (1) 持参による申請のみ（郵送では一切受け付けません。）
 - (2) 次表に掲げる提出書類一式をその内容について説明ができる人が必ず持参してください。
- 4 提出書類の綴じ方
 - ・ダブルクリップ（バインダークリップ）でとめ、落ちないようにして提出すること
 - ・見出し（インデックス）を項目の番号順に付けること（番号は提出書類一覧表を参照）
- 5 適用期間
平成30年6月1日から平成31年5月31日までの1年間適用となります。

提出書類一覧表（測量・建設コンサルタント業務等・継続）

提出書類	摘要	複写
チェックリスト	○ 記載例により記入して、申請書の最初に綴じチェックしてください。チェックリストには、「見出し（インデックス）」不要	
入札参加申請書受付票	○ <u>受付表（独自の様式可・受付印の押せるもの）持参された受付票は受付後お返しします</u> ので、 <u>ファイルに綴じずに提出してください。</u> また、 <u>昨年度の受付番号の記載を忘れないでください。</u>	
業者登録カード	○ <u>業者登録カード（矢掛町独自様式）入力票になるのでファイルに綴じずに提出してください。</u>	可
(1) 入札参加資格審査申請書	○ <u>様式1-1（矢掛町独自様式）様式1-2・様式1-3・様式1-4</u>	不可
(2) 経営規模等総括表	○ <u>様式2（提出漏れが多かったので注意すること。）</u>	可
(3) 登録証明書・営業許可証明書		可
(4) 技術者経歴書	○ 直近（申請時）のもの	可
(5) 営業の沿革	○ 独自の様式可（創業から現在まで）	可
(6) 測量等実績調書	○ 独自の様式可	可
(7) 営業所一覧表	○ <u>様式3（全ての支店・営業所等を記入）</u>	可
(8) 商業登記簿謄本（法人企業）又は 住民票 （個人企業）※	○ 法人企業の方は「法務局の証明書」（現在事項証明書、履歴事項証明書のいずれでも可。） ○ 個人企業の方は「住民票」です。（戸籍抄本ではありません）	可
(9) 使用印鑑届	○ <u>様式4</u>	不可
(10) 委任状	○ <u>様式5（入札および契約締結の権限を委任する場合のみ必要）</u>	不可
(11) 代表者身分証明書※	○ 本籍地の市町村の証明書（個人の場合）	可
(12) 受任者身分証明書※	○ 本籍地の市町村の証明書	可
(13) 印鑑証明書※	○ 法人は法務局、個人は市町村の証明書コピー、FAX等で縮尺が変わっているものは受付できません。	可
(14) 完納証明書※	○ 国税は（未納の税額のないこと）の証明書 法人は「様式その3の3」 個人は「様式その3の2」 ○ 都道府県税・市町村税は全ての税に未納又は滞納がないことの証明（ <u>契約締結先</u> ） ○ 法人代表者の矢掛町税については、法人代表者が矢掛町に住民登録がある場合のみ必要。	可

(15) 財務諸表	○ 直前1年間のもの(それ以前は添付しないでください)	可
(16) ISO 認証取得証明書	○ 本社及び契約締結先が ISO9000・14000 シリーズについて登録されている場合は、その登録証及び付属書の写し	可
(17) 主要取引金融機関一覧表		可
(18) インターネット環境整備状況調	○ インターネット環境整備状況調は、全社必ず提出すること (矢掛町独自様式)	可
(19) 矢掛町暴力団排除条例に係る誓約書	○ 本社代表者の記名、押印をすること (矢掛町独自様式)	不可

※証明書関係については、申請直前3ヶ月以内に発行されたものを提出すること。

- ・受付期間終了後の申請は一切受け付けません。日時を厳守すること。
- ・申請書類の不足、申請内容の不備等がある場合は受付できません。
- ・様式については、町ホームページ中の様式又は国土交通省統一様式等(内容が同じであれば他の官公庁申請様式も可)を使用してもかまいません。ただし矢掛町独自様式については、他の様式は使用不可。
- ・継続手続きには、「提出書類一覧表」記載の色塗り箇所の書類の提出が必要です。
- ・提出の際は、必ず「提出書類一覧表」及び「チェックリスト」で書類を確認すること。
- ・指定業者として登録後、その申請事項に変更は生じた場合は、速やかに変更届を提出すること。
- ・複写を可としている書類については、受付時に判別できないと判断された場合、受付できません。